

ひょうご推奨ブランド畜産物（はちみつ）審査基準

1 対象食品

(1) 食品名：はちみつ（純粋はちみつに限る）

(2) 上記（1）の要件

申請者、集みつ（飼養場所）、ビン詰め等の生産工程の全てが県内であること

「食品衛生法」など関係法規や「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」などに基づく製造、表示がされており品質を満たすこと。

2 確認事項

(1) 個性・特長

次の事項を目安に、個性・特長としての妥当性を確認する。

特定の地域（飼養場所）で集みつされたはちみつであること

品質あるいは生産方法に特長があること

(2) 安全性の確保

次の項目の全てを履行していることを確認する。

薬事法を遵守して生産されていること（ふそ病、ダニ対策など）

初回みつ（春一番に採みつしたはちみつ）は販売に供しないこと

採みつ及びビン詰めなどの作業に係る責任者をおき、衛生的な生産について点検されていること

はちみつの風味を損なわないため、生産工程において 60 以上の加温がされていないこと

はちみつの貯蔵を適切（衛生的、冷暗所）に行っていること

ロット毎に検査機関における品質（成分規格）検査を行い記録が残されていること

県による科学的検証において抗生物質の残留がないこと

(3) 安心感の醸成

次の項目の全てを履行していることを確認する。

ロット管理ができており、生産に関する記録が残されていること

種ばちに関する記録が残されていること

販売記録が残されていること